

第 78 回国民スポーツ大会本大会（2024 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
 （2023 年 8 月 24 日版）

● 第 78 回国民スポーツ大会本大会実施要項総則

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 77 回又は 2023 年開催の特別大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 77 回又は 2023 年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

- c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記 2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「—」・・・不参加

「×」・・・前回大会又は前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年
A 選手	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)	×	×	青森県 (勤務地)	青森県 (勤務地)

【事例 1：新卒業者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
B 選手	栃木県 (居住地) 〔大学 3 年〕	栃木県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2024.3 月卒業	佐賀県 (居住地) (佐賀県へ転居) 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
C 選手	栃木県 (居住地) 〔大学 3 年〕	栃木県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2024.3 月卒業	— (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 〔佐賀県に居住〕 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)

対象者：

第 78 回本大会〔2024 年〕：

参加状況		卒業年度
第 77 回	特別	
参加	参加	2023 年度（2024.3 月）以降に卒業した者
不参加		
参加	不参加	2022 年度（2023.3 月）以降に卒業した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※B 選手の事例：

B 選手は、特別大会に参加し、大会終了後大学を卒業。「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※C 選手の事例：

C 選手は、特別大会に参加し、大学卒業後の第 78 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 79 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
D 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後離婚	佐賀県 (居住地) 「離婚」適用	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後結婚 (佐賀県へ転居)	—	佐賀県 (居住地) 〔佐賀県に居住〕 「結婚」適用	佐賀県 (居住地)
F 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後結婚 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (滋賀県へ転居)	滋賀県 (居住地) 「離婚」適用	滋賀県 (居住地)
	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後結婚 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (滋賀県へ転居)	滋賀県 (居住地) 「離婚」適用	滋賀県 (居住地)

対象者：

第 78 回本大会[2024 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 77 回	特別	
参加 不参加	参加	2023 年 5 月 1 日以降、2024 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者
参加	不参加	2022 年 5 月 1 日以降、2024 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※D 選手の事例：

D 選手は、特別大会に参加し、大会後に離婚をした。「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E 選手の事例：

E 選手は、特別大会に参加し、結婚後の第 78 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 79 回大会においては、当該特例が適用され、第 78 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※F 選手の事例：

「結婚又は離婚に関わる者」の特例は、当該の事象が発生した場合は連続して適用することができる。

【事例 3：一家転住等に係る者】

	第 77 回大会 〔中学 3 年生〕	特別大会 〔高校 1 年生〕	第 78 回大会 〔高校 2 年生〕	第 79 回大会 〔高校 3 年生〕	第 80 回大会
G 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用	佐賀県 (居住地) 2026.3 月卒業	佐賀県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
H-① 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用	佐賀県 (居住地) 2026.3 月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用
I-① 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の高 校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 「一家転住」適用	千葉県 (学校所在地) 2026.3 月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用

	第 77 回大会 〔高校 1 年生〕	特別大会 〔高校 2 年生〕	第 78 回大会 〔高校 3 年生〕	第 79 回大会	第 80 回大会
H-② 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用 2025.3 月卒業	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)
I-② 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の高 校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 2025.3 月卒業 「一家転住」適用	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)

対象者：

第 78 回本大会〔2024 年〕：

参加状況		手続き完了期間
第 77 回	特別	
参加 ----- 不参加	参加	特別大会終了後、第 78 回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者
参加	不参加	第 77 回大会終了後、第 78 回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※G 選手の事例：

G 選手は、特別大会に参加し、第 78 回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※H-①、H-②選手の事例：

一家転住の特例で居住地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

※I-①、I-②選手の事例：

一家転住の特例で学校所在地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

【事例3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先(転居元) ② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

- ① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。
- ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。
- ③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例 4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年
J 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと
			(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)
K 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと
		(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)	(1 回目⑤)
L 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)
M 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	鹿児島県 ふるさと (2 回目①)	鹿児島県 ふるさと (2 回目②)
N 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	滋賀県 ふるさと (1 回目①)	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)
O 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	—	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
P 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと	—	—	—	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)
		(1 回目①)				

(例)1 回目①=1 回目活用の 1 年目 1 回目②=1 回目活用の 2 年目
2 回目①=2 回目活用の 1 年目 2 回目②=2 回目活用の 2 年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ J 選手、K 選手の事例：

J 選手はふるさと選手制度を活用する基本的な例。K 選手は、都道府県選択方法を変えなければふるさと選手制度を続けて活用し出場する場合、1 回目の制度利用が続くことを示した例。

※ L 選手の事例：

L 選手はふるさと解除の基本的な例

※ M 選手の事例：

ふるさと選手制度第 5 条【「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする】を示した例

※ N 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2 大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2 年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第 79 回大会の「ふるさと」活用は 1 回目の活用と数え、残りの活用回数は 1 回とする。

※O選手、P選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。

【事例5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	特別大会 〔中学3年生〕	第78回大会 〔高校1年生〕	第79回大会 〔高校2年生〕	第80回大会 〔高校3年生〕
Q選手	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	—	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
R選手	鹿児島県 (居住地) 2024.3月卒業	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
S選手	鹿児島県 (学校所在地) 2024.3月卒業	—	滋賀県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
T選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕

※ JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の大会参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より2大会の間を置いた場合はこの限りでない。

※ Q選手、R選手の事例：

JOC エリートアカデミーに入校した後、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」から参加する例。

※ S選手の事例：

S選手は、特別大会で学校所在地から参加し、第78回大会は不参加であったが、第79回大会は「新卒業者」を適用し、特別大会とは異なる都道府県から参加した。第80回大会時(高校3年生時)にJOC エリートアカデミーに入校したため、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、第79回大会とは異なる都道府県(居住地である東京都)から参加する例。

※ T選手の事例：

T選手は、第78回大会(高校1年生時)及び第79回大会(高校2年生時)は不参加であることから、前回大会出場から2大会の間を置いたこととなるため、第80回大会(高校3年生時)において、所属都道府県を変更して参加することができる。

【事例 5 補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	特別大会 〔中学 3 年生〕	第 78 回大会 〔高校 1 年生〕	第 79 回大会 〔高校 2 年生〕	第 80 回大会 〔高校 3 年生〕
U 選手	鹿児島県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕 2024.3 月卒業	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ U 選手の事例：

U 選手は、特別大会に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である鹿児島県より参加。

第 79 回大会の参加にあたっては、JOC エリートアカデミー在籍期間中の初回の参加時に選択した所属都道府県を変更することはできないとの制限が「新卒業者」等の特例より優先されることから、鹿児島県以外の都道府県から参加することはできない。鹿児島県以外の都道府県（東京都）から参加するためには、T 選手の事例のように、2 大会の間を置く必要がある。